

随意契約理由書

件名	再生密粒度アスコン単価契約（下半期）
相手方	名神工業株式会社（豊中市名神口 1-16-12）
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
理由	再生密粒度アスコンは、廃棄物の減量化と再資源化に取り組むため、「再資源の利用の促進に関する法律」により建設副産物としてより一層の再資源化が要請されています。 また、再生密粒度アスコンは 30%の再生材が混合されていますが、その作業性、付着性、耐水性等において密粒度アスコンと同等の性質を持っており、密粒度アスコンより経済性に於いて優れているため、当該製品を商品指定により購入します。 舗装用合材は加熱高温を保持して舗設するため、近距離での搬入が必須であり、又維持修繕事務所の舗装作業は小規模な緊急工事であるため、小口購入が可能であることが条件となります。 豊中市の事業者で、上記の商品を取扱っており、かつ上記の購入方法が可能な事業者は名神工業株式会社のみであるため、随意契約 2 号により契約を行うものです。
備考	